

産経新聞としての日本国憲法の改正手続きに対する現在の考え方

(平成18年12月12日、論説副委員長 中静敬一郎)

1、基本的な考え方

・産経新聞は「民主主義と自由が国民の幸福の基盤であり、それを維持し発展させることが言論機関の最大の使命であると確信する」(産経信条)との立場に立ち、憲法改正のための国民投票実施に際し、多種、多様な情報や材料を正確かつ公正に国民に提供することが使命と考える。

・日本国憲法第96条は、憲法改正への「国民の承認」として「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行なわれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」としている。衆議院が、憲法改正手続きに関する法律案の作成に入っていることは、かねて指摘されている立法の不作为を解消するものであり、大きな意義があると考えられる。できるだけ多くの政党が参加して、よりよき憲法改正手続きに関する国民投票法案を早期に成立させることを期待している。

・産経新聞は言論機関であり、法制定の機関ではない。衆院事務局が12月6日に求めてきたテーマについては、多岐にわたっており、意見はあくまで現時点における産経新聞の考え方である。今後さらに論議を読者とともに深めていきたい。

2、各テーマに対する考え方は以下の通りである。

メディアにおける意見広告を無制限に認めることの是非

・意見広告も幅広い情報や判断材料を提供することができるものであり、制限を加えるべきではないと考える。

投票日の7日前から広告放送を制限することの是非

・投票直前は議論が最も活発になる時期であり、広告放送を投票日前7日間禁止すべきではないと考える。

政党にのみ無料広告を認めることの是非

・政党が基本と考えたい。政党以外は慎重に判断すべきだと考える。

無料広告枠の割当基準(議席数按分、政党間協議、賛否平等)

・少数意見は最大限尊重されねばならない。ただ、基本的には憲法改正が各議院の総議員の三分の二以上の賛成で発議されたことを尊重することが望ましいと考える。

広報協議会を国会に設置することの是非

・憲法改正案を客観的かつ中立的に周知広報する機関であると理解している。

広報協議会の構成(委員の割当基準)

・賛否の意思表示を可能とする委員の割当は必要だが、基本的には発議を尊重した基準が望ましいと考える。

国民投票公報の内容

・なぜ憲法を改正するのか、などを国民が理解を深めることが基本と考える。憲法改正の理由を説明したうえで、賛否を併記すべきだと考える。

国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲

・国民投票の公正さを確保するため、与党が提出した法案第103条の特定公務員禁止規定(選管関係者、裁判官、検察官、公安委員、警察官)で問題はないと考える。

公務員・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止の是非

・国民投票の公正さを確保するため、与党が提出した法案第104、105条の禁止規定で問題はないと考える。

組織的多数人買収・利害誘導罪の是非

・国民投票の公正さを確保するため、与党が提出した法案第109条で問題はないと考える。